

6月議会報告

一般質問

今回は教育行政について取り上げました。

教育費の思い切った増額を

2月27日、安倍首相から突然の一斉休校を求められ、子どもたちは約3か月にわたって自宅で過ごすことを余儀なくされたことにより、卒業式や入学式、新学期の授業などの予定が変わるなど、新型コロナウイルスは教育の分野にも大きな影響をもたらしました。緊急事態宣言が解除され、6月1日から分散登校が始まり、15日からは通常授業に戻っています。そして3か月間の休業を取り戻すため夏休みは短縮して授業を行う予定だということです。

私は、3密を余儀なくされる

緊急事態宣言が全都道府県に出されてから、2か月余りを経て解除されたとはいえ、感染者は東京都を中心にまだ出ており、

県をまたいで行き来することの懸念はぬぐえません。いったん止まってしまった経済活動を再開させるべく解かれた緊急事態宣言でしたが、第2波、第3波に備え、感染しない、させない取り組みは、引き続き必要です。適切な距離を取ることをはじめ、マスク着用はしんどいですが、熱中症対策をしながら日々を過ごしましょう。



児童・生徒の人数、それに伴う教職員の定数や校舎のスペースというこれまでの基準では、とるべき距離、手洗いや発熱などの健康状態への対応、消毒などの新たな業務には対応できないことを指摘し、新たな業務に対応するための教職員の増員とともに、そもそもの教職員定数を見直すことを求めました。教育委員会は増えた業務に対応するためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの追加配置を県に要望しており、教職員定数についても国へ改善を求めると答えました。

また、老朽化している校舎や給食室の改善が急がれており、教育費は一般会計の10%にあたる額を確保し計画的にすすめること、特に給食室にはエアコンが設置されておらず、熱中症で調理員が救急搬送されている

事例をあげ、一刻も放置できないと指摘しました。教育委員会は老朽化している施設は全体の60%に及び改修は必至であることから長寿命化計画を今年度中に策定する、給食室の高温多湿への対策は簡易な方法でのエアコン導入について検討すると答えました。この問題については市長にも見解と対策を求めました。市長は給食室へのエアコン設置の必要性は感じており、国への予算要求とともに他の効率的な設置方法の検討と併せ改善を図ると答えました。

委員会で質問する森下さち子議員



夏休み短縮中の給食

(1面のつづき)

さらに夏休みを短縮して授業を行うにもかかわらず、給食は7月31日までで8月3日〜7日、17日〜21日の10日間は午前中授業を行い、給食は実施しないとのこと。県下の8つの市を調べたところ、授業が午前中、午後にかかわらず、和歌山市以外は給食を実施する方針であることが明らかになりました。私は子どもたちの生活リズムや健康状態を考えるならば、給食を実施し食べさせてから帰すべきではないかと質問しました。本会議では私の質問に対し、給食を実施しないのは子どもたちの暑さ対策だと答えた教育委員会でしたが、この問題は経済・文教常任委員会においても大きな議論となり、教育委員会は何らかの対策を講じると答えました。

給食を実施しないのは、エアコンのない給食室での調理業務を余儀なくされるからだとも言えます。調理員さんの健康状態を考えるならば、和歌山市のような劣悪な施設は一日も早く改善するべきです。私は常任

委員会においても、給食施設については長寿命化計画とは別に独自の改善計画を立てることを併せて求めました。

臨時議会

新型コロナウイルス対策としての国の第2次補正予算が、各地方自治体に配分されることから、それを予算化し審議する臨時議会が7月に予定されています。詳細は次号で報告します。

☆無料法律相談☆

井辺・森下さち子事務所にて

7月16日 (木) 13:30~

7月29日 (水) 18:00~

8月17日 (月) 13:30~

8月25日 (火) 18:00~

◆事前予約をお願いします。

市役所議員団控室
森下さち子まで

☎ 435-1113

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の減免制度

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険料を全額免除
(診断書等が必要となります。)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ 保険料の一部を減額

※保険料が一部減額される具体的な要件
世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○保険料の減免額は、減免対象保険料額に減免割合をかけた金額です。

※計算の基準となる数字等は略しています。HPなどで確認を。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは和歌山市国保年金課にお問い合わせ下さい。(回答に時間を要する場合があります。)

和歌山市 国保年金課

電話：073-435-1057 メールアドレス：kokuho@city.wakayama.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP：http://www.city.wakayama.wakayama.jp

さち子の雑感



今年も滝畑へ螢を観に行ってきました。2年前の台風による浸水と倒木で護岸整備が行われ、螢が激減しています。それでも、滝畑川の上流まで歩いていくとチロホラ点滅する光を見ることが出来ます。螢は幼虫の期間が長く、成虫になると1週間しか生きられず、水しか飲まなくなるのだそうです。この1週間で子孫を残すため、精いっぱい光り飛び続ける螢。せめて甘く澄んだ水を残さなければと思いつつ滝畑を後にしました。

新型コロナウイルスによる 保険、後期高齢者医療保険、事業の収益が減少した も同様です) 個別の事情の方には減免が適用されます。よって異なりますので、ま(※国保の例ですが、介護 ずは担当課へ電話を。